

令和2年度 第5回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和2年10月5日(月) 午後7時～9時
会 場 武蔵野プレイス フォーラム
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、高木委員、
竹内委員、武田委員、中村委員、渡辺委員、三上委員 (WEB参加)
欠席委員 なし
傍 聴 者 1名

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 前回議事録の確認について

(2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(たたき台)
について

※主な論点：論点1～3

(3) その他

■議題(1) 前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題(2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(たたき台) について

【会長】 議題2、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(たたき台)」について、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 資料2、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ(たたき台)」、資料3、「論点検討における補足資料」をご覧ください。資料2-2が「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書の中間のまとめ」

のたたき台である。扉のページが目次になっている。続いて1ページは、「はじめに」と、「武蔵野市の現状」を記載する予定である。

2ページ、論点1-1「パートナーシップ制度の目的」、方針案をご覧いただきたい。まず、「性的指向・性自認に係る」という表現を「性別等に関わらず」と修正した。また、「経済的又は物理的かつ精神的に」という表現については、接続詞を自治法務課に確認のうえ、「精神的に、かつ、経済的又は物理的に」と修正した。このことに関しては、資料3の1ページを参考にされたい。検討事項として、「性別等に関わらない」という定義で良いのか、検討する必要があるとしている。

その次の論点1-2、「根拠規定を何に置くか」については、方針案として、条例の改正で対応するとした。趣旨・説明として、条例改正を行うことにより、議論が議会で丁寧になされること、安定性があり、責務を課し、罰則を設けることもできること。条例に規定することにより、幅広く周知ができ、制度の効果が期待されるとした。検討事項としては、本市の条例においては「性別等」の定義を行うなかで、パートナーシップ制度が作られても対応できる形になっている。しかし、今日までの本市の男女平等に向けての様々な活動、取組を踏まえ、女性ということを特に強調した内容になっている。今回、パートナーシップ制度を導入するにあたり、条例前文において、多様な性の在り方に言及する必要があると考えられることから、ここに前文修正のたたき合いを載せている。「性別等」の「等」を取って、それでその後に、「男女の別だけではない多様な性の在り方に起因する差別、不平等や暴力等」ということで、ここに多様な性の在り方を入れた。また、最後から2段目のところに、「性別等にかかわらず」を、「誰一人取り残さず」というSDGsの考え方を取り入れている。

【会長】 前回までの論点整理を、今回は中間のまとめに向けて報告書の体裁とした。確認だが、各論点について、方針案を示し、その下に趣旨・説明を置くというのが基本形になるか。また、その下の検討事項の取扱いはどうなるか。検討事項は、本審議会においてこれから検討する事項ということでよいか、それとも報告書中間のまとめの際にも検討事項という形のまま残すのか。

【男女平等推進担当課長】 あくまで審議会における検討事項と考えている。市長への諮問では、検討事項の部分は削除する予定である。

【会長】 それでは、審議会でも検討し、その結果を趣旨・説明に入れる形になるか。

【男女平等推進担当課長】 会長のお見込みのとおりである。続いて、論点2-1、

「制度の種類」についてである。「宣誓と宣誓書受理証の交付を基本とし、宣誓書受理証に加え、公正証書等の提出を希望する場合は、公正証書等受理証の交付を行う」と修正した。趣旨・説明は変わらない。検討事項のところで、前回、高木委員から質問があったことに関して、「お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した二人を支援する制度」であるものの、この制度自体から、「法的な権利や義務が発生するものではない。効果は、受け手側で判断されるものとなる。」と書いている。①、宣誓と宣誓書受理証の適用範囲については、武蔵野市長に対して宣誓するものなので、武蔵野市に限られるものになるだろうとした。②、公正証書等と公正証書等受理証に関しては、公文書での契約となるので、全国どこへ行っても通用するものになる。

併せて、資料3の2ページをご覧ください。宣誓のみの場合と、宣誓に加え、公正証書等を提出した場合の効果の違いということに記載しているが、ポイントのところ、「婚姻制度とは異なり、受領証等の交付により、当事者二人に対して、法的な権利や義務が発生するものではなく、あくまで理解や支援の協力を求めるものとなる。また、公正証書等の受領については、公正証書で契約した内容を確認し、確認事項を証するものとなる。以上のことから効果については、受け手側で判断される」ということである。その次に適用範囲の違いということで、宣誓に関しては、適用範囲は武蔵野市に限られるもので、それは相手次第になる。公正証書等の場合には、公正証書等で契約した内容については、双方に法的効力を有する。公正証書で記された契約内容は、全国的に有効であり、適用範囲が広い。武蔵野市から転出しても、公正証書等に記載した契約内容は、受領証の有無に関わらず、効果は継続するとしている。ただし、公正証書はパートナー二人の間で交わされた契約であり、それが全国的に有効だという意味であって、公正証書で二人が約束したからといって、それに対して行政から何らかの義務や権利が与えられるものではないという意味である。

渋谷区が、公正証書2種類を提出するという、ある意味ハードルの高い制度になっているが、それは渋谷区の検討委員会で、そのぐらい真摯な関係性の二人だったらいいのではないかという議論があったということを知っている。渋谷区では、任意後見契約の公正証書と、合意契約の公正証書という2種類の公正証書を求めている。

資料3の3ページの中段以降、パートナーシップ制度導入後の本市における効果についてだが、市営住宅について確認したところ、パートナーシップ制度が施行された

場合には、異性間の事実婚と同様に、同居親族として扱うことは可能ではないか、との考え方であった。当審議会における審議の結果、議会に条例改正案を提出、認められることになれば、市として同性パートナーを事実婚と同等に認めるというスタンスを取るということになるので、市役所の各部署がそれに合わせた対応を考えていかなければならないことになるのではないかと思います。ここが条例改正を行うことの大きな意味ではないかと考えているところだ。他の例として、渋谷区と世田谷区が同時期に制度を発足させた際、携帯電話の家族割の適用で、渋谷は2社で適用のところ、世田谷は1社だったとのことだが、条例と要綱の違い、制度の強さの違いがあったのではないか。世田谷はその後、もう1社の方も適用されるようになったとのことである。

論点2-2、「制度の対象者」の方針案をご覧ください。修正前は、「性的指向・性自認により」との表現を使っており、なお書きで、「異性間であっても、日頃の生きづらさを感じている方」としていた。これに関して、パートナーシップの定義とも重なる部分なので、「性別等に関わらず」という表現に改め、「日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に支え合い、経済的又は物理的に相互に協力しあうことを約した二人を対象とする」とした。

趣旨・説明についてだが、性的指向・性自認を問わないことで、事実婚関係にある異性カップルも含め、より幅広い対象者が制度を利用することができる。また、異性間も認めることで、トランスジェンダーの方や、性自認が戸籍上の性と異なるため、婚姻届を提出することが困難な方も対象となるとしている。

検討事項として、3点挙げている。①、同性同士のみとした場合、いわゆるトランスジェンダーやXジェンダーの方が対象にならなくなってしまう。②、一方又は双方が多様な性の方とした場合は、市が「性自認」を届出時に確かめることは困難であることから、内縁関係にある異性カップルも実質的に利用することができる。①、②に共通する検討事項として、制度を利用することが意図しないカミングアウトにつながる可能性があるということから、③、性的指向・性自認を問わないという案が出てくる。意図しないカミングアウトを防ぐことができるということから、当事者もこちらを望んでいる方が多いようである。その一方、性別等により生きづらさを感じている当事者がいるということが見えにくくなってしまふ、問題が不可視化されてしまふというご意見がある。

続いて論点3、「申請要件」である。論点3-1、「居住地」について、方針案とし

では、「宣誓書受理証の交付の場合は、2人が市内に住所を有する、又は転入の予定であること。なお、同居を基本とするが、市内で別居の場合も認めるものとする。」とし、「公正証書等受理証の交付の場合は、少なくとも1人が市内に住所を持っている、又は転入の予定であること。」としている。趣旨・説明についてだが、宣誓書受理証を実効性のあるものにするためには、市長に対し宣誓した宣誓書を受領し、受理証を発行する場合、2人が市内に住所を有する、又は予定であることを求めたいということである。公正証書受理証を交付する場合には、公正証書等自体に実効性があるため、少なくとも1人が市内に住所を有することで交付を可能とした。そのうえで、同性カップルが賃貸物件を探す際の困難が指摘されていることに鑑み、同居・別居を問わないことで、より幅広い対象者が制度を利用できるようになるとしている。

検討事項としては、同居を要件としない場合、世帯を基準とする市の制度が利用できない可能性が高い。その次が、市内に住所を有しない場合、他の自治体で、他のパートナーとパートナーシップ制度を利用する、あるいは利用していた可能性がある、そして、そうした他の自治体で結んだパートナーシップについて、確認が困難であるということである。

7ページ、論点3-2、「その他の申請要件」である。年齢は成人、民法改正により成人年齢が変わればそれに従うこと。現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。また、近親者ではないこととしている。また、パートナーシップ制度は、婚姻とは別の制度であり、柔軟な取扱いをしている自治体もあることから、民法上結婚できない近親者のうち、パートナー関係に基づいた養子縁組の取扱いについて、検討事項としている。このことについて、資料3の3ページを参考にされたい。パートナー関係に基づく養子縁組を認めるかというところだが、中野区・豊島区は認めていないようである。渋谷区は、養子縁組を解消した場合に認めている、千葉市、横浜市も同様である。世田谷区も、パートナーシップ関係の養子縁組の場合は、先生できる場合があるとしている。その後の鎌倉市、逗子市、横須賀市、葉山町、岡山市も認めている。国立市も素案では認める方向のようである。このように多くの自治体がパートナー関係に基づく養子縁組を認めることにしているようであるが、その内容をこちらで確認するすべがなく、これを認めるのはかなり危ないという感触を持っているので、今回は削除させていただいている。

論点4以降は事務的なことが大部分なので、説明は省略する。

【会長】 論点1から順番に意見を頂戴したい。論点1-1について、何かあるか。

【副会長】 「精神的に、かつ、経済的又は物理的」という言葉の意味について、婚姻の場合にどういうポイントで見ているのかとの比較で引かかる。例えば婚姻している人の義務として何があるかということ、同居義務、協力義務、扶助義務の3点がある。同居が前提にしにくいので、協力し合って、扶助し合うこととする。協力は、家事とかいろいろなことを分担すること。扶助は、お互いに経済的な援助をするという意味である。したがって、ここで書くのであれば、協力や扶助をする人生のパートナーという位置づけが、実質的には婚姻関係と同等であるという場合には、その法律の規定に寄せたものになるのではないかと思う。

次に「生きづらさの緩和」というのは要るのかと思っている。実質が結婚だったら、できるだけそれに近く扱いたいということだと思う。生きづらさとかは、それが性別等に基づくものも含め多様なものがあると思うが、この表現には違和感がある。これを外すか、外さないかということは別に検討するとして、それ以外の部分でどうするかが例として、「お互いを人生のパートナーとして」、ここで一回切って、「日常生活において互いに協力し扶助し合うことを約した二人」であれば、法律が前提にしているパートナーとして生きていくということの内容を、きれいに法律の文言を使って反映できて、実質にもかなっているのではないかと思う。

それから、「約した二人を支援することを目的」という箇所だが、何か「支援する」という言葉がすごく上から、の感じを受けるので、もっといい言葉が使えないかというの印象としてある。

【委員】 基本的なことを確認させていただくが、この制度を作る前提は、まず差別を解消すること、次に権利を獲得すること、最後に人権を守るという、この3つの観点から考えなければいけないと思っている。私も、副会長おっしゃるように、「経済的又は物理的」というところにすごく引っかかってしまっている。そういう意味から、婚姻関係と同じだったら、婚費の請求や、財産分与の問題であるとか、そうした問題が出てくると思う。その辺は、お互いに協力し合ってということではないと、何か役割分業みたいになり、男の立場、女の立場みたいになったら何の意味もないというのをすごく感じるので、その辺のところは気をつけた文言にしたほうがいい。

【副会長】 精神的な協力というのもなくはないが、ここでいう「精神的」は、お互いを人生の伴侶とする結びつきのことなので、多分ここに並べる必要はない。それ

から、物理的な協力というのもイメージが難しいので、今ある法律の文言に寄せた言葉を並べておいたほうがいいのではないかと思う。

【会長】 これまでのことについて、事務局から何かあるか。

【男女平等推進担当課長】 「経済的」については、いわゆる生活費を分担する、お互いにお金を出し合って生活するということ、「物理的」については、実際に家事を分担するということを意味している。先行自治体で使っており、これがトレンドの文言であろうとの認識で使用した。

【副会長】 そうだとすると、夫婦の義務としての中で協力義務というのが、いわゆるどちらが何をやるという義務で、扶助義務というのが、経済的にお互いを養い合う義務なので、協力し相互に扶助し合うという表現で、言いたいことが法律の文言に近い形でカバーできると思う。何かとても違和感のある文言が、どこかの自治体が使ったことにより、それが派生してどんどん使われて、もしかしたら何かの書面とか論文とかにこの文言があったのかもしれないが、法的な観点からいうと、この言葉の連なりについては、ちゃんとした人だったらこういう並べ方では絶対やらないと感るので、やめておいたほうがいいだろう。

【会長】 事務局としては、どうか。

【男女平等推進担当課長】 委員おっしゃるとおり、検討させていただきたい。

【会長】 承知した。確かに気になる表現ではあったと思うので検討したい。また、目的のところの「二人を支援する」、この「支援する」という文言はどうか。

【副会長】 ちょっと違うほうがいいのではないか。

【委員】 よろしいのではないか。協力とか扶助は行為であって、精神的、経済的、物理的というのは行為というよりも思いの点なので、このように具体的に協力して扶助すると言えば、それはそこで総括になるので、それと、婚姻の場合の書き方もこのようになっているとのことなので、相関性の下に、普通でよろしいと思う。あとは解釈の問題である。

【会長】 「精神的」というところは、どう考えるか。

【副会長】 この言葉に関しては、「人生の伴侶」としているというところが、精神的なつながりを意味しているので、それに続いて「日常生活において」と、具体的なものが次にきている。

【会長】 その繋がりがかえって、「精神的」を変な感じにしている。

【副会長】 おっしゃるとおりである。それを具体的なものとして、一緒にやろうという協力と、お互いに養い合うという扶助があるという感じになるか。

【会長】 それでは、「精神的に」の下線の部分から、「相互に協力し合う」ところまでについて、日常生活において、「互いに協力し、扶助し合う」という形で変更してはいかがか。

【副会長】 民法752条が同居・協力・扶助の義務の規定になっているので、例えばその条文を見て、その条文の解釈を確認していただくと、内容は分かると思う。

【会長】 方針案について、ほかの部分はいかがか。「日頃の生きづらさを緩和し」という文言は、削除してはどうか。また、「支援する」以外に何かよい表現はあるか。

【副会長】 何かプラスアルファでやってあげる、みたいな感じではないほうがいい。だから、本来あるべきところに持っていく、というイメージの言葉のほうが良いと思う。

【委員】 支援と補助のような、あくまで補うみたいな感じか。

【会長】 二人がそうであることを承認している。認めているというか、確認している。

【副会長】 できるだけ同じように扱いたい、ということなのだが。

【会長】 確認することで支援する、というところがあるのだけれども、どうか。

【副会長】 いまはペンディングにして、要検討でいかがか。

【会長】 では、そのようにしたい。論点1-1について、ほかに何かあるか、よろしいか。次に論点1-2、根拠規定を何に置くかについては、条例改正で対応するということである。このことについて、何か気になる点はあるか。また、前文検討案についてもご意見をいただきたい。

【男女平等推進担当課長】 お願いしたい。

【会長】 では、前文検討案について、いかがか。「性別等」の「等」を削除して大丈夫か。「男女の別だけではない多様な性」とすることで消しているが、どうか。

【委員】 既に条例の定義に「性別等」はもう入っているので、あえてここで分けて書く必要はないかと思っている。あえて分けて書いてしまうことにより、包摂できる部分が狭まってしまうのではないか。提案を取り入れるのならば、「等」は取らずに、「性別等に起因する暴力」というところで「性別等に起因する差別、不平等や暴力」とすればいいのではないか。私は、定義がちゃんとしているので、十分だと思う。

【会長】 確かに今改めて見ると、前文で「性別等」を落としてしまうと、ほかの部分では使っているのに、どうしてここだけという疑問が湧くため、よくないと思う。

「性別等」のままにしておいて、それに合わせる形で、文章を直すべきところがあれば、直すようにしたい。

【委員】 私もそう思う。「男女の別だけではない」というところが、少し違和感があり、男女における格差等の問題はまだまだあるなかで、さらにそういう問題も出てきて、考えなければいけないので、「性別等」だけでもいいのではないかという、印象を持った。あえてここでそのように書く必要があるかを感じている。

【会長】 前は、この部分を補強するという議論があったので、このようになっている。「性別」にして、「男女の別だけではない」と続くことは意味があるけれども、ここで、「性別」を「性別等」にすると、流れが少しおかしくなる。そこで、先ほど委員が言われたように、「差別、不平等や暴力」のところをむしろ「性別等に起因する暴力」の間に入れるという提案を、もう一度考えてみたい。「性別等に起因する差別、不平等、暴力」と入れておいて、後ろのほうの「男女の別だけではない多様な性の在り方に起因する差別、不平等や暴力等」を消すことにしては、いかがか。あっさりした印象にはなる。問題は、前文のこの文章に入る前の部分で、男女差別、女性への差別に対する取り組みが詳しく書かれている一方、多様な性の部分の説明が弱いということであり、前はこの点を強調する表現を検討したが、それについても気になる部分があるということで、今の修整案ということになる。

【副会長】 割とよくなってきているのではないか。

【会長】 参考資料の条例をご覧ください。その中で、女性の話が先に書かれており、枠で囲ったところが、この資料に抜粋したものである。読んでみて、いかがか。現行の条例では、「性別等に起因する暴力」だけが書かれている。今の提案のように、ここに、「差別」や「不平等」が入ると、多様な性に関する対応も見えやすくなるので、よいのではないか。ほかに適切な表現があれば、さらに検討したい。

【副会長】 「しかしながら」の前のところでは、多様な性の関連のことは一切出てこないが、ここで「しかしながら」と出てきて分かりにくい。手を入れるなら、上の部分にも手を加えないといけなくなってしまうので、最低限の修正であれば、そこで入れるけれど、文脈の中からは、読み取りにくくなるのではないか。

最後のほうでは、「全ての人が」、「多様な性の在り方に関する理解を深める」と書い

であるが、そこまでその関連のことは全然書いていない。

【会長】 そのまま気づかないで、最後だけになってしまうということもあるが、ここは、引き続き考えていきたいと思うが、ほかに何かあるか。

【男女平等推進担当課長】 第六期長期計画に、「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」という中で、「全ての人々が、性別、性自認、性的指向、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくることは、生涯にわたりいきいきと豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるうえで重要な要素である」という一文が入っており、この辺りを踏まえさせていただいて、また案を出させていたいただきたいが、いかがか。

【会長】 今のところは、最後の3行ぐらいに入れるかたちになるか。では、検討することにして、次回また確認したいと思う。

【市民活動担当部長】 長期計画の文言も入れながら、検討させていただきたい。

【会長】 次に論点2、制度のあり方、制度の種類についてである。この方針案について、説明等の中で何かお気づきの点、確認したいことがあれば、お願いしたい。

【副会長】 検討事項の「日頃の生きづらさを緩和し」のところは、最初の文言を動かすなら、全部それに倣うところだと思う。「法的な権利や義務が」の義務はともかく、法的な権利は一切発生しませんとか、効果は受け手側で判断されるものですというのはいかがなものか。「配偶者」という文言が使われている市の制度について、全部検討する時間がないというのは、そのとおりだと思うが、例えば、市の職員については、「配偶者」という文言が使われているのは10個か、その程度しかなかったと思うので、その他の市が、例えば休暇の取り方とか、認めているようなことは認めていただいたらいいし、そうでないものでも、比較的、財源がかかるのですぐには難しいものでなければ、見ていただいたらいいし、せめて市が、私企業であってもこれぐらいはやってほしいぐらいのところは手本を示してほしいと思う。後はあなたたちが好きにやってくださいというのではなく、少なくとも、市はここまでやるので、同じようにやってくださいというのがあるべき姿ではないだろうか。そのうえで、条例で、例えば休暇の取り方とか、何らかのお金が出るようなものでも認めるという形になるのだとすれば、それは一つの法的な権利だと思うし、法的な権利は一切ないというのは、内容次第だと思う。全部はできないということは理解するが、少なくとも、最低限ここまでぐらいのところは検討してもいいのではないかと思う。

【会長】 事務局から、何かあるか。

【男女平等推進担当課長】 この審議会の方針が決定され、条例が改正された結果、同性パートナーも事実婚と同等のものであるという方針が打ち出されれば、市役所の各部署で親族と同等に扱われる可能性がある。副会長がおっしゃるように、市役所はある意味、市内のモデル事業所的な意味での範を示さなければならないと考えているので、多くのものが事実婚と同様に認めるという結果は得られると思う。実際に制度がリリースされる時点では、例えば、手引といったかたちで、こういったことが可能であるというのはお知らせできると思っている。

【委員】 この文言で、「効果は、受け手側で判断されるものとなる」というのがすごく引っかかっている。感性の点で、勝手にしてくださいと読める。

【副会長】 後は勝手にやってくださいみたいな印象である。

【委員】 であれば、これは書かなくてもいいのではないかと感じる。

【副会長】 表現の問題かもしれないが、例えば、携帯の家族割の話であれば、後は会社がどちらに判断するかということではなく、市として、同じように扱ってもらえるように働きかけるのであれば随分違うだろうと思う。何か、フレームだけ作っておくから、後はもう知ったことではないみたいに読めるので、書き方を工夫したほうがいいのではないかと思う。

【会長】 書き方を工夫できないか。確かにそれだけで法的な権利・義務が発生するものではないけれど、制度があることによって、先ほど意見がでたように、市の職員に関しては、パートナーシップ制度の利用者が手当の対象になるなどの見直しができるかと期待できる。市営住宅についても、パートナーシップ制度により利用できるようになるわけなので、実際にこういうことができるという表現はできるのかもしれない。資料の記述は、ほかの自治体の書きぶりに従い、誤解を生まないように書かれたのだと思うが、確かに冷たい感じがするので、表現を検討するとよい。

【委員】 この「法的」という言葉が分からないのだが、これは条例でやるということになっているので、法令の一つになるのではないか。その前のほうに「義務が発生する」などと書いてある。そのことから、市の中では、この条例で宣誓制度を使えば、ある程度の何かしらの強制力が働くということが前のほうに書いてあったのではないか。

【会長】 この点はいかがか。例えば、市営住宅について何の対応もしていなかった

たとしても、利用しようとした人がパートナーシップ制度の対象になっていて、市営住宅の申込を断られたら、それはおかしいのではないかという主張ができるといった、効力は持つことになるかと理解してよろしいか。

【副会長】 市営住宅を例にすれば、条例に市営住宅については同様に扱うと書いてあれば、法文に書いてある効果であるから、それは法的な効果になる。でも、運用でやる場合には、その時々で変えられるし、それを「法的効果」という言い方はしないということになるのではないか。こういう効果があると具体的などころまで法律で書いていない場合は、運用でそうなっていても、「法的効果」という言い方はしない。だから何もないということではないのだけれども、ということである。

【会長】 では、法的効果は発生しないという表現は適切か。

【副会長】 おそらく、この内容だと、そうなる。

【委員】 では、書いていないと駄目だということか。

【副会長】 いや、書かれていなくても、様々なことができる。

【会長】 主張の根拠になるか。

【副会長】 抽象的な規定として、みんなやりましょうとなっているので、それを基にした運用というのは幾らでもあり得るが、それを「法的な効果」とは言わないということになる。

【委員】 「条例に違反した場合の罰則を設けることができる」と書いてあるが。

【副会長】 罰則という感じではない。何かもう少し具体化できたらよかったと思う。しかし、二人を支援する制度だから、法的な権利は発生しませんよというのものがかか。いわゆる婚姻に基づく権利・義務みたいなものが同じように発生するわけではないという限りでは、全くそのとおりではあるが、できるだけそれに近づけましょうというのがこの制度の趣旨なので、どっち側から表現するかなのではないか。

【会長】 権利ではないが、こんな効果が期待できるといったかたちか。

【副会長】 そういうことだと思う。受け手側で判断されるというより、例えばこういったことが期待されるとか、市のほうでもできるだけ働きかけていくとかである。何かもう少し制度を前向きに運用する気があるんだというところを、このペーパーの時点でどれだけ入れ込めるのかということはあるのかもしれない。

【会長】 具体的に要望として、こういうことを検討してほしいと書くことはできるのではないか。こういう点で配慮が欲しいといったことか。

【副会長】　　そういうことである。

【委員】　　質問になるが、公正証書を出す場合と出さない場合の効果の違いというのが良く分からない。

【副会長】　　今のところ、全くない。もう少し効果を段階に分けて、いろいろなことを法律の中で認めていくということを検討していたけれど、抽象的なものに留まるので、現状、全くない。というのと、資料3は、外に出すものか。

【男女平等推進担当課長】　　審議会の報告書としては出さない。検討のための資料である。

【副会長】　　2ページで書いてある2のところは間違っているので、全削除してもらいたい。公正証書は、書いてあるように、適用範囲が全部ではない。事務局の説明であったように、契約というのはAさんとBさんの二人だけの間の私的な関係なので、AとBの間でしか意味がない。したがって、効果があるのはAとBの間だけで、公正証書で何か権利・義務の契約をしたとしても、全国という意味ではない。また、宣誓の適用範囲が武蔵野市だけにとどまるとも言いきれない。武蔵野市で宣誓したことによって、市外の会社がそれを基にいろいろな配慮をするかもしれないので、逆に何も言えないところがあると思う。

【市民活動担当部長】　　最終的には、趣旨とか説明という形で、手引とか、そういった形になってくると思っている。今、委員の皆様にご議論していただいた部分は、受け手側で判断されるものとか、法的な権利等については、もう少し文章を考えて、前文の中にも「誰一人取り残されないように配慮すべきである」とか、そういったことを入れながら考えていきたいと思っている。副会長がおっしゃるように、運用で行う場合の部分というのは、権利云々という話にもなってくるので、それはそれで記載しておきたい。けれども、先ほど申し上げたように、「誰一人取り残さない豊かな社会をつくる」という、第六期長期計画の文言も出たけれども、そういった配慮を必要とするので、今後に対応すべきところを考えていく必要があるといった、何かそういった前向きな文章を入れて、作ったからいいということではなく、作って、この先があるということ趣旨・説明の中に入れていくということも、考えさせていただいて、いい文言があれば、また事務局のほうにもお伝えいただくという形ではいかがか。

前向きのほうがいいとは思っている。今伺っていて、どうしてもこれだと後ろ向きに感じられて、作ったはいいけれども、これはできない、あれはできないとか、そう

ということではないようにしたい。ただ、この部分というのは、判断するとき少し必要になる部分でもあると思うので、最低限入れるという形になるか。その辺はもう少し考えたい。もし、何かいい文言があればお願いします。

【副会長】 民法の条文上の、婚姻の権利・義務が発生するものではないということが、言いたいことか。それならば、端的にそう言えばいいのではないか。

【市民活動担当部長】 具体的にその部分は、入れるということになるか。

【副会長】 そのとおりだが、でも、できるだけ近づけるように今後やっていきたい、ということを感じさせる言葉があると、とてもいいのではないか。

資料3の公正証書に関して、今の条例だと、公正証書を作ることと作らないことで、条例の適用において全く差異はないことになる。ただ、公正証書というのは、個人と個人の契約なので、武蔵野市でいうところのパートナーシップ制度の適用がなくなっても、それはあくまで二人が約束していれば、契約は有効に残る。だから、そこには誤解がないようにということは書いておいたほうがいいと思う。条例の適用を受けるために公正証書を作ったのだけれども、条例の適用が終わったから公正証書も終わったと思っているとしたら、それは全然別の約束事なので、そうはならないという注意喚起が必要であると思う。

【会長】 確認だが、公正証書を作成しなくても条例の適用についての効力に違いがないということである。それでもなお二種類、二本立てにするのかということとは考えておきたい。宣誓書受理証のみという方法も考えられるので、この点についての意見はいかがか。

【副会長】 私企業において、公正証書のある、なしで何かを変えているのであれば、違いを出すことに意味があるのかもしれないが、そういうことが全くないのであれば、あまり関係がない。

【会長】 関係してくるのは申請要件のところである。

【副会長】 市の職員であるとか、市民で同居している人がいるのであれば、何かあったとき、遺族になったときの給付金とか、そういうものについて、仮に運用なりにせよ、少し要件を増やしても、そこに含めるという話なのであれば、そこはある程度強い結びつきがあるということを前提にしたほうがいいたろうというイメージはあるが、何かそういう、そこまで具体的な効果のところ踏み込まないと、今のところ、違いは出てこない。

【委員】 私はずっと公正証書については、宣誓書と両方認めてほしいということをお願いしている。それは遺言のことであるが、私自身は非常に公正証書の効果というか、二人が法的に守られていることを経験したということもあるので、今、副会長がおっしゃったように、公正証書というのは書かれている中身が何であるかということである。もし武蔵野市から転出しても、その公正証書で個人と個人が交わした契約は、法的に守られているわけである。そこがあるのと、宣誓書だけというのでは、私は大変違うと思う。そここのところが今までの質疑応答を通して、何か自分の中で明確になって、むしろ公正証書の効果と、同時に、では公正証書というのは武蔵野市の中でどこまでの効果があるか、法的効果というか、そこは今見えてきたところである。そこを委員の私たちが分かった上で、これをちゃんと作るということである。私は、中身に書くことが個人を守るので、公正証書は大変大切だと思っている。であるけれども、それをどのように書くかということは分かりにくいので、またそこをよく検討していったらいいと思う。

それからもう一つ、さきほど副会長が、どの立場で物を言っていくのかということをおっしゃった。受け身で、それで放っておきますというのではないのだけれども、そのように書くのか、もちろん市のほうではそういうつもりはないと思うが、少しでも守れるように、私などもこちらを作るときに、615の結婚によって守られているものがある。それに近いものを、というのが、たしかこの委員の皆様の議論の中に出てきたと思う。そこを生かすような言葉であってほしいと、今皆様のお話を聞いていて思った。

【委員】 公正証書と宣誓書の違いに関してだが、ここに書かれているように、受け手側の判断になるのではないか。例えば、パートナーの方が市営住宅を申し込むときに、宣誓書だけでいいのか、それとも公正証書が必要なのか、どちらでもいいのかということの判断は、事業者がすることになるのだと思う。事業者の方が「うちの会社は、宣誓書ではなくて、公正証書受領証を持ってきなさい」という場合もあるだろうし、「宣誓書だけでいい」という事業者の方もいらっしゃると思う。最終的にはどちらを選ぶかは事業者が判断することであって、市としては、その両方に対応できるように、併用型の制度として持っておくのがいいのではないかと思う。

【委員】 確認だが、市としてパートナーシップというのを、例えば公正証書なしでも、パートナーシップ制度にのっとって宣誓をしたカップルであったら親族とみな

しましうとか、事業者に対して、これはみなしてくださいということではできるとい
う理解でいいか。あまり事業者任せにしないほうがいいというのが私の考えだ。公
正証書に関しては、みんなで問題を考えていくことが必要だと思う。確認だが、宣誓
をするカップル同士の間で公正証書を取り交わしておくことに意味があり、公正証書
を市が受領したかどうかという市との関係ではない、という理解で合っているか。

【副会長】 そのとおりである。

【委員】 承知した。今日は持ってこなかったが、前回の資料で、公正証書まで出
したカップル、宣誓だけのカップルという統計を見たら、公正証書まで出したカッ
プルはそんなに多くはなかったという記憶がある。そうすると、公正証書まであったほ
うがいいけれども、何か今後変わってきたときには出すかもしれないけれども、ひと
まずハードルを低くするという意味で、二階建て式でどうかと個人的には考えている。

【委員】 私どもは経営者という立場から、配偶者手当というものがある。その場
合、市の条例と、それから武蔵野市ではない社員もたくさんいる。そのときの認知と
いうか、仕方はどうしたらいいか。例えば第1種手当や第2種手当もあるし、そのと
きにどうしたらいいのかと、ふっと思ったところである。

【会長】 そういう問題が出てくることは考えられる。

【委員】 現時点では、段階的なことであり、言うこともよく分かるが、今度は会
社経営者のサイドによるのか、その辺のところは引かかかってきて、何よりも、婚姻
とかパートナーという、さっきの600幾つの問題と同じように、効果を採用してい
く方向にいきたいと思っている。

【会長】 まずは市がどのようなスタンスをとるのか、ということがある。事務局
からあるか。

【男女平等推進担当課長】 市の職員に関しては、おそらく事実婚と同等に取り扱
われていくだろうと考えている。また、別件だが、先月頃、市内企業の採用チームの
方から電話があり、当市におけるパートナーシップ制度の進捗状況についての問い合
わせがあった。その方によれば、「採用を予定している方に同性のパートナーがおあり
の方がいらっしゃって、扶養手当等の認定をするためにどうしたらいいか、みたいな
相談をいただいた。パートナーシップ鮮度は未だけれども、例えば同居している期間
などで判断できるか、といった話をさせていただいたが、今、民間企業では、優秀な
方を採用するために、積極的にそういうところで動いており、考えている。民間企業

の動きの方が早い、ということを感じているところである。

【会長】 手当まで議論が及ぶと、改めて今回の議論の重要性を感じる。企業実務への影響も考えると、やはりしっかりした関係のパートナーであることを認める制度にする必要があると考える。では次に、制度の対象者や申請要件について審議する。

2-1の制度の種類に関しては、宣誓書と公正証書の併用型ということでこれまで議論してきた。それでよいか、ご意見を伺いたい。

2-2の制度の対象者については、ここは前回も議論したところだが、いかがか。「日頃の生きづらさ」という表現はどうか。

【副会長】 ここは1-1と同じように考えればいいことである。

【会長】 基本的に、同性同士には限らないということで、何らかの条件をつけたりもしないということで、よろしいか。

【委員】 「不可視化につながる」という文言があったと思うが、最後のところ、③の最後のところである。「不可視化につながる」ということが書いてあるが、これは見える必要があるのかということを感じた。見えなくていいと私は考えている。

統計などを取る必要があるのであれば、何か別のことで取る。ここがカウントするために不可視化につながることを恐れることはないのではないかと考える。

【男女平等推進担当課長】 委員のおっしゃるとおりだが、不可視化については、私どもが統計をとるために必要という意味ではなく、「不可視化」は、見えないこと、いないことにされてしまうことにより、差別の一形態であるという議論がある。私たちが当事者から聞いた中では、それとは逆に、分からないほうがいいということがあつた。ここは委員の皆さまに議論いただきたいと思つたところである。

【委員】 確かにこういう考え方もあり、不可視化で抹殺されるという考え方があるのは承知している。でも、おそらく、当事者というか、制度を利用する方は、カミングアウトさせられることのほうがマイナスなのだと思う。いないとみなすためにこの制度を作っていくわけではなく、いるという前提で、より利用しやすいように作るわけなので、不可視化という考え方は世の中にあるし、議論しておくことは大事だが、そこは気にしなくていいのではないかと思っている。

【会長】 そうすると、趣旨説明のところ、不可視化を心配されている人たちに対して、そういう心配はなくて、しっかり考えていることを伝えるような、そういう配慮をする表現に修正をしてはどうか。何かほかにあるか。

次に、論点3の申請要件についてご意見をいただきたい。居住地に関していかがか。

【委員】 質問だが、検討事項に「世帯を基準とする市の制度が利用できない可能性が高い」と書いてあるが、「世帯を基準とする市の制度」というのは具体的にどんなものがあるか、お示しいただければ考えやすくなると思う。

【男女平等推進担当課長】 先ほど申し上げたように、例えば、市営住宅の入居申込は、同居している親族がいるということが条件になっている。いろいろな子供の手当関係で世帯の所得を見るような場合には、対象にならなくなってくることもあるのではないかと考えている。

【会長】 子供関係というのは、もう少し具体的に説明していただきたい。

【副会長】 同居を要件としなくても、パートナーシップ宣誓自体はできるが、そこから各制度を利用するという場合には、プラスで同居の要件が必要になるということでは駄目なのか。

【男女平等推進担当課長】 お見込みのとおりである。

【副会長】 「転入の予定である」ということが幾つか書いてあるが、「転入の予定」が「転入」になるかということはどう見るか。その制度を使った上で、例えば住宅ローンを組むといったことだったら、多分「転入予定」とかのほうが、そういうものを使いたいというニーズはあるのだろうと思うが、この「予定」というのは、どのぐらいの期間かと、どういう管理の仕方になるのか答えられれば、願います。

【男女平等推進担当課長】 他の自治体で多かったのは、3か月以内に転入の予定ということである。同居が対象者の要件になっている自治体である。ある自治体では、3か月以内に転入予定で、パートナーシップ宣誓をお受けして、その後転入したことを証する住民票などを確認して、宣誓受理証をお渡しするながれのようなのである。

【会長】 基本的に同居ということか。市の制度であるので、あまり対象を広げ過ぎるのはどうかということがあるが、転入予定を認めないわけにはいかないと思う。次に、市内で別居というのは、どのような想定か。

【男女平等推進担当課長】 様々な事情があって、一緒に住むことがためられる方たちを予想している。

【会長】 市内で別居というのは、どちらも市内に住所があるということか。

【男女平等推進担当課長】 二人とも市内に住所があることにより、配偶者がいないことやパートナーがいないことが確認できる。賃貸物件等を探す際の困難が予想さ

れる同性カップルは、同居を絶対の条件にすることは難しいのではないかと、ということから出た条件である。

【副会長】 効果には差がないとあったが、もしこの申請要件をこういう変え方をするのであれば、公正証書があれば、片方は市内に全くいない状態でもこの手続には該当する。そこには、違いが出てくる。

【会長】 この点は、これまで宣誓書と公正証書の併用型にするとしてきたことから、公正証書の場合には要件を軽くしてもいいのではないかとという提案だと思うが、その必要はないのではないかと。ご意見をお願いしたい。

【委員】 これは、結婚詐欺的ではないが、複数使えるということか。例えば、外国にいて、帰ってきてとか、それから何か月後に確認がない。公正証書などの場合だったら、あとは独身証明書が必要なもので、それがあればクリアなのか分からないが。

【副会長】 この制度では、結婚していないことを見るために戸籍を出すので、ほぼないし、外国の例を挙げると、男女の結婚でもそうしたことはあり、やろうと思えばできる。すごく悪意の少数の人が考えればできるという意味ではどちらも同じなので、それほど考えなくてもいいのかもしれない。ただし、その公正証書の内容には、実は結構幅がある。

本来は、公正証書であれば何でもいいというわけではない。私がさきほど申し上げたように、婚姻と類似の関係だとすると、協力し合い、扶助し合うということ、プラス場合によって、同居も入れるか入れないかという話である。そこが本当のベースであって、後見は、ある程度の年齢になったり、何れかの人の判断能力がものすごく落ちてしまったりした場合に出てくる制度である。結構、この公正証書というのは後見だけを書いているようなところもある。しかし、それは今の生活関係を表現している法律関係ではない。だから、本当は、渋谷区が割と基礎をフィックスしているのは、よく分かるが、でも、そこまでやってしまうのは、いかがか。

【会長】 公正証書を受け付けているところは、渋谷区を除いては、中身をチェックしているのか。さまざま項目を列挙して、チェックしていたようだが。

【男女平等推進担当課長】 本日の参考資料で、パートナーシップ公正証書受領証の例をご覧いただきたい。合意契約の公正証書にどういった内容が記載されているかということであるが、自治体の規定するパートナーシップ、協力し生活に必要な費用分担をすること、療養看護に係る委任、財産管理に係る委任、その他となっている。

それとは別に、任意後見契約公正証書の有無も記載するようになっている。

【副会長】 審議会の中で、パートナーシップ制度で使うために公正証書を作る方はあまりなく、どちらかというともともと作っていたので提出するという感じということだった。それなら全然構わないのだが、もしこの内容をパートナーシップのために結ぶと、パートナーシップが終わっても、この内容で合意してしまっていると、この関係から抜けたくても一方的には抜けられない。だから、これはすごく難しい問題である。それを予期しないで契約だけして、どちらかが抜けたくても簡単に抜けられなくなってしまう。

【委員】 一般的には、公正証書は財産の点で大きな意味を持ち、一般的には、相続の問題で作られる。パートナーシップにはそれほど影響がないのではないか。

【会長】 そこまでは、むしろ、求めないほうが良いということもある。

【副会長】 あまり具体化したものを求めると、後で、市に何かを言われるということではないかもしれないが、当事者間でトラブルになることはあり得る。それで、財産のことだけが公正証書かということ、そういうことでもなく、療養看護とか、協力し合うということを入れることもできるし、それも法的な義務なので、一概には言えないけれども、結構、その始まりと終わりがどうなるのかということで、書面を交わしてしまうと難しいというところがある。

【会長】 そうであれば、考え方として、公正証書をやめて一本化するということもある。

【副会長】 強い効果を出すことについて、ある程度の内容の公正証書とリンクづけるとかがないのであれば、それで構わない。

【会長】 結局、それは今のところ予定していない。

【委員】 むしろ、分けて、第一段階として、武蔵野市は、公正証書は求めず、条例でしっかりやるということだ。

【会長】 武蔵野市のパートナーシップ制度が証明しているのは、こういうことであるということ、はっきりさせるとよい。

【副会長】 ただし、企業のほうで、公正証書があるかないかということで違いが出ることは可能性としてはあり得る。でも、そのときに公正証書を作ればいいのかもわからない。

【会長】 その場合は、企業に必要な公正証書を出せばいいということか。

【委員】 なお可である。あればなお可という感じで、私どもは考えている。

【会長】 であれば、企業との関係であれば、企業に提出すればよいのではないか。

【委員】 二階建てという考え方があった。宣誓書だけというのも一つの考えとしてあっていいと思う。公正証書というのは、私がむしろ考えていたのは、それこそさつきから言っている615の結婚による権利で、法律婚をするということ、同棲をするということや、事実婚と、結婚にはいろいろある。それが公正証書で、いわゆる法律婚ではないけれども、公正証書という法律の中で約束し合うということが、宣誓書を出すだけとは違う一つの固い約束というか、そういう意味において公正証書も受けるというような、ある意味、柔らかいというか、その二人にとって必要と思えば公正証書も出せるという二階建てでいいのと思ったのだが、どうか。そういう意味では公正証書は意味がある、両方で約束するので。ただし、そうまでしたくないという人は宣誓書だけでいいと思うし、という意味の二階建てがいいと私は思っていた。

【委員】 一つお伺いしたいが、今、公正証書と言っているのは、渋谷区のパートナーシップ証明の参考資料で頂いたものを見ると、任意後見契約と合意契約という2つの種類が書かれているが、そのどちらの公正証書を想定して話をしているのかというのが分からないので、教えていただきたい。

【副会長】 両方とも結ぶ人はいると思うが、婚姻と同じという、それに類似した関係という意味では、合意契約のほうがその内容を切り取ってはいると思う。

【会長】 宣誓書と公正証書の両方があったほうがよいというところから議論が始まったが、公正証書の内容やその取り扱いについては課題とし、さらに詰めていきたい。

【副会長】 やはり、こうした合意をするというのは、いわゆる宣誓をするよりも、覚悟のレベルが相当違うということだ。

【会長】 同感である。

【副会長】 そう思うので、一緒にいて、一生一緒に暮らそうとか、一緒に生きていこうと思っていないと、この内容のものはやっては駄目というか、危ない。相当危ないことだと思う。

【委員】 結婚も同じレベルぐらいのものに引き上げるというか、同じものが600幾つも含めて使えるということ。もちろん、結婚の後でも離婚は大変なことだし、それは同じような形の方向性で、パートナーという意味で、男女とか何とか、今、J

ALも「レディースアンドジェントルマン」のアナウンスを変えたと思う。それと同じように、「人として」とか「人間として」とか、さっきも規定の中では、「人として」や「人間として」ではなくて、「全ての人に」とか、そういう形で書かれているが、動物と人間は違うので、何かそんな大きな象徴的なことで、過ごしやすく、権利も同等にパートナーとして取れるような、人間は目が前にしかないのに、二人ということでは、これから守り合う世界は大事であると思う。ただし、段階があると思う。

【会長】 庁内研究会でも、公正証書受理証の発行は有効だという見解だった。実際には、渋谷区は別として、中野区は併用型であるけれども、ほかではそこまでやっていないというところが気になるところだ。

【委員】 公正証書をどこかで求められたら、それを出せばいいのではないかと私は思っていて、二階建てにしたとしても、このように居住地で効力を変えてしまう、または市内でもその効力が変わってしまうとなったら、公正証書は公正証書としての効力が既にあるわけなので、両方ないと駄目ですみたいな感じになってしまうのはすごく不平等だと思う。なので、公正証書の受理証は、カードであると便利というぐらいなんです。何かそうやって二階建てとしても作ってしまうことで、逆に対応する側が区別をしてしまいそうな気がしている。

【委員】 一般的には、個人の覚悟の違いみたいなことしか分からない。

【男女平等推進担当課長】 私の感想だが、渋谷は、とにかく初めて制度を作ることから、二人の関係がもう間違いがない、本当に真剣な関係性の二人だということ、誰にでも言えるということ、条例を議会に出している、誰にも負けない制度にしたかったということをおっしゃっていた。中野の場合は、今、委員おっしゃったようなカードで持っていたら便利だねという感じを受けた。中野では、公正証書受理証を申請したのは、ほとんどの人が、すでに公正証書を作っていた人なので、便利さという面が大きいと思う。港区の場合には、公正証書を作成することを支援するということが、どうも主眼になっているように感じる。将来にわたって間違いのない関係を築く二人を支援するような印象である。

【会長】 関係をより強固なものにするということで、本人が希望されればということだと思うが。

【男女平等推進担当課長】 公正証書や、私文書認証を行うことが条件である。その際、標準様式や契約書に入れるべき必須項目が定められている。

【会長】 港区は、求めているわけではないのか。

【男女平等推進担当課長】 当事者間の契約がまずあって、「みなとマリアージュカード」が不要の場合は、申請の必要はないということだ。

【委員】 公正証書は、婚姻届と同じような意味というわけではないと思うが。

【副会長】 公正証書は、それ自体で内容を示すものではない。例えば、今回のような合意契約を公証役場に行って公証人が認めることによって、作成したこと自体が確かなのだということ、公的な第三者が認証してくれることに意味のある手続である。だから、同じ内容を公証役場ではなくて個人間でやっても、別に法的な効果自体は特に変わらない。

【委員】 強い契約になるということか。

【副会長】 効果が強いということではなく、その作成自体が争われにくいということである。この作り方であれば、偽物だと言われにくいものになる、と理解していただいたらいいと思う。

もしかしたら、公正証書を受理したという証明書があると、会社などに公正証書という、かなりプライベートなものを追加で出さなくても、証明書を提示するだけで手続が済むのだとすれば、当事者にとってメリットがある可能性はあるが、そこは私企業がそれについてどう対応するかということによるので、何とも言えない。

すごく高い効果を武蔵野市が独自に認めるのであれば、例えば一定の、さきほどの渋谷区の合意契約とか、その一部みたいなものの合意があるということを追加で例えば要件にした上で、何かそういう効果を認めるということはある得る。

【会長】 今までのところ、あまり効果が認められない。

【副会長】 具体的な違いは見いだせない。だから、私企業が、それがあると本人の負担が減って、カードを一枚出せばよくて便利。でも、一回だったら、公正証書を出してもいい。しかし、何か自分の、人とのプライベートな約束を会社に出すのも嫌は嫌だと思う。

【委員】 その二人の関係がこじれた場合、双方の思いが違ったときなどは、いかがか。

【副会長】 基本的に、合意していると、一方的な破棄は難しい。

【委員】 フランスなどは、法的には事実婚の期間で捉えられる。

【副会長】 ああいう制度があるといいと思うが。

【会長】 市内での効果がそれほどないとすると、逆にすでに公正証書を作成している人に、この宣誓をしていただき、市内で、パートナーシップ制度を使ってくださいということができると思う。

【副会長】 逆に、宣誓受理の形式のもので、別居で、例えばどちらかが転勤しているとか、何か個別な事情があっても絶対無理ということになるか。

【会長】 転勤の場合か。

【副会長】 どちらかが仕事でそれぞれ、別に住んでいて、同居はどうにもならないという形のときの個別の考慮とかもできないですか。

【会長】 それは考慮しても良いと思うが。

【副会長】 受け取ってしまうのだったら、片方がいても、もう片方がいなければ、認める余地は、タイムレスでないほうがいいのかなどは思う。

【会長】 そうした事情はあると思うので、それは認める方向でいきたいと個人的には思っているが。

【副会長】 だから、少しそこに何かバッファーとか、個別の考慮の余地を残していったほうがいいのかもわからない。

【会長】 いいと思う。この辺りはどう考えるか。

【男女平等推進担当課長】 一旦、パートナーと宣誓をした後で、一人が単身赴任とかをするといった、そういう考えか。それとも、最初から別居なのか。

【会長】 基本的には、宣誓時は同居で後に別居を考えているが、他のケースもあるだろう。

【副会長】 社内の制度で使えるものが、パートナーシップ制度があれば使えるものがあるんだけど、というところだ。だから、原則はこうで、何か特別な事情がある場合には、個別に考慮するという形にしてもらえばいいか。

【会長】 原則、市内で同居だが、個別の事情も考慮するということで、市のほうで考えられるか。

【男女平等推進担当課長】 おそらく、「市長が特に認めた場合」とかになるか。

【副会長】 それでも別に構わない。

【男女平等推進担当課長】 細かいところは別に検討したい。

【会長】 細かいところは別に検討してもらい、原則これでということにしたい。では、論点3-2の養子縁組に関してはこれでいいか。

【副会長】 近親者のところはすごく難しい。何か、どっちとも言えない。これは参考資料がついていたと思うが、何で養子になるかというところ、結局、結婚できないと相続ができない。相続できないけれども、では、親子になったらどうかというところ、どちらかが亡くなったら、お互いに100%相続できる。では、遺言を書けばいいと思うかもしれないが、親族関係ではない状態で遺言を書いても、半分は親族のほうにいつてしまう。ざっくりした言い方をすると、そうなる。だから、そうすると、自分の遺産は相手に全部渡したいと思っている人が、自分の目的を達せられないことがあって選ぶのが、親子関係という形を作るということがあるというのが、前提知識である。ただ、民法では、縦の関係、親子という関係がある人とか、前にあった人——実子ではなく、養子でも同じ、——については結婚を認めていない。そういう規定があるところで、ただ、やむを得ずその制度を使っているというところがあって、今そういう相続対策で養子になっている人とか、養子だった人たちの扱いをどうするかというのが、ここの難しい部分である。このパートナーシップぐらいの効果だと、パートナーシップのために養子の関係を解消する人は、得るものが全然違うので、私は、いないだろうと思う。

【会長】 それは、いないだろう。

【副会長】 だから、それを検討するとすれば、親子という法律の関係のままでパートナーシップ制度を使うということ、どっちにするかというところが、多分実際に問題となるところのメインの部分なんだろうと思うので、難しい。これは多分、申立てをするときに、親子としての実績ではなくて相続対策ですと正直に言って申立てはしないはずである。おそらく、それでは通らないと思う。でも、実質は、本当はそうではない。というその2つの制度をどうするか。

【会長】 それは、副会長にお預けしてもいいか。

【副会長】 何とかしたいとは思いますが、難しい。

【会長】 では、そこは課題としておきたい。

【委員】 論点3-1、居住地の検討事項のところ、「同居を要件としない場合、世帯を基準とする市の制度が利用できない可能性が高い。」とある。これは同居世帯ということで、有利に働くということの意味していると思うが、例えば老人ホームなどに入居する場合に、減免を受けるという基準がある。これは、食費とか居住費の減免を受ける場合に、世帯の収入を見ることになっている。資産を見るというか、配偶者

がいる場合には、資産が2,000万円以下、それから単身世帯の場合は1,000万円というような要件があつて、世帯で見たときに、制度を利用するときに有利に働く場合もあれば、不利とまでは言えないが、必ずしもこの制度自体が思ったより機能しないというか、思ったようにならないということがあるかと思った。

それから、本日の議論の中で、雇用するときに、私どもも大勢の方を雇用するが、最近、雇用するときの書類というのが、例えば履歴書などについても、大分簡素化してきている。こういうものを配慮するから求めるのかとも思うけれども、どこまで、このパートナーシップ制度の公正証書にしても、別のものでも求めていいのかというのは、ちょっと迷うところも、伺っていてあった。本当に事業者がそうした方々をどこまで受け入れさせていただくときに、働く仲間の理解をどう得ていくことができるのかというのは、これから本当に事業者として課題だなと感じているところである。

【会長】 パートナーシップ制度ができれば、市、市民、事業者に制度を理解し活用していただくために、わかりやすい説明、ガイドブックなどがあるとよい。具体的には、制度ができあがってからのことだが、今後、検討をお願いしたい。

本日の議論を事務局と整理し、次回、報告書の中間のまとめ案を提示する予定である。それでは、本日の議論はここまでとする。

■議題（3）その他

【会長】 事務局から次回の確認と情報提供、事務連絡などをお願いする。

【事務局】 次回は、10月下旬から11月上旬に行いたいと考えている。改めて日程調整等含め、皆さまに伺いたい。

【会長】 以上で令和2年度第5回審議会を終了する。

— 了 —